

報告第10号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年11月29日提出

渋川市長 高 木 勉

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和6年8月21日午後4時28分ごろ、渋川市半田1889番1地先市道南部幹線において、総務部総務課職員運転の公用車（群馬581け5294）が西に向かって走行中、みどり市大間々町大間々210番地7有限会社今泉工務店社員運転の普通乗用車（群馬430さ6968所有者同社）が交差点右側から進入したことにより、双方の車両が衝突し、破損したので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和6年11月19日

渋川市長 高 木 勉

1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高 木 勉

乙 みどり市大間々町大間々210番地7

有限会社今泉工務店 代表取締役 今泉正雄

- (1) 甲は乙に対し、車両修理費352,671円のうち35,267円を支払う。
- (2) 乙は甲に対し、車両修理費327,261円のうち294,535円を支払う。
- (3) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

35,267円